

御 利 用 に あ た つ て

1 調査の概要

(1) 調査の目的

工業統計調査は、全国の製造業に属する事業所を対象に調査を行い、その実態を正確に把握し、国や地方公共団体が行う産業政策、中小企業政策などの行政施策の基礎資料を得るとともに、経済センサス活動調査の中間における経済構造統計を作成することを目的としています。

(2) 調査の根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査として実施されています。

(3) 調査日

平成 30 年 6 月 1 日

(4) 調査の対象

統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる「大分類 E - 製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く）のうち、4 人以上の事業所を対象としています。

(5) 調査の方法

ア 調査員調査

対象事業所に対し、県知事が任命した調査員が事業所に調査票を配布し、インターネットによる回答又は記入済みの調査票を回収する方法により行いました。

イ 国担当調査

対象企業・事業所に対し、国、県及び市が民間事業所を活用し、企業の本社などに傘下の事業所の調査票を一括して郵送で配布し、インターネットによる回答又は記入済みの調査票を回収する方法により行いました。

(6) 調査事項

従業者が 30 人以上の事業所は甲調査票、4 ~ 29 人の事業所は乙調査票により調査を行いました。

詳細については、各調査票を参照してください。

2 用語の説明

(1) 製造業

有機又は無機の物質に物理的、化学的变化を加えて新製品を製造加工し、これを卸売する事業所をいいます。

(2) 事業所

平成 30 年 6 月 1 日現在で、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、1 区画を占めて主として製造又は加工を行っているものいいます。

(3) 従業者

平成 30 年 6 月 1 日現在で、当該事業所で働いている人をいい、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）も含まれます。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）及び臨時雇用者は含まれません。

ア 個人事業主・無給家族従業者

実際に事業所を経営している個人事業主と、個人事業主の家族で無報酬で常時就業している者

イ 有給役員

法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない）で役員報酬を得ている者

ウ 正社員、正職員

常用雇用者（事業所に常時雇用されている者で、期間を定めずに雇用されている人又は 1 か月以上の期間を定めて雇用されている者をいう。以下同じ。）のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている者

エ パート・アルバイト等

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」として処遇されている者以外で、例えば「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い雇用形態で処遇されている者

オ 出向・派遣受入者、送出者

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)にいう派遣労働者、在籍出向など、別経営の事業所に籍がありながら当該事業所に来て働いている者（受入者）又は当該事業所に籍がありながら、別経営の事業所で働いている者（送出者）

カ 臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1 か月未満の期間を定めて雇用されている者又は日々雇用者

(4) 現金給与総額

平成 29 年 1 月から 12 月までの 1 年間に支払われた「常用雇用者及び有給役員に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額」、「常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、送出者に対する負担額など」及び「派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額」の合計をいいます。

(5) 原材料、燃料、電力の使用額等

平成 29 年 1 月から 12 月までの 1 年間における次のア～カの合計をいいます。

ア 原材料使用額

主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいいます。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれます。

イ 燃料使用額

生産段階で使用した燃料費、荷物運搬用及び暖房用の燃料費、自家発電用燃料費などをいいます。

ウ 電力使用額

購入した電力の使用額をいい、自家発電は含みません。

エ 委託生産費

原材料又は中間製品を他企業の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいいます。

オ 製造等に関連する外注費

生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいいます。

カ 転売した商品の仕入額

平成 29 年 1 年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいいます。

(6) 製造品出荷額等

平成 29 年 1 月から 12 月までの 1 年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他の収入額の合計をいいます。

ア 製造品出荷額

当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む）を、平成 29 年中に当該事業所から出荷した場合の工場出荷金額をいいます。また、次のものも製造品出荷に含まれます。

- 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
- 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）
- 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成 29 年中に返品されたものを除く）

イ 加工賃収入額

平成 29 年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。

(7) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額（従業者 30 人以上の事業所）

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれます。

(8) 有形固定資産（従業者 30 人以上の事業所）

平成 29 年 1 月から 12 月までの 1 年間における数値であり、帳簿価額によっています。

有形固定資産とは、次のものを指しています。

- 土地
- 建物及び構築物（土木設備、建物付属設備を含む）
- 機械及び装置（付属設備を含む）
- 船舶、車両、運搬具、耐用年数 1 年以上の工具、器具、備品等

建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいいます。

有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引渡しなどの額をいいます。

有形固定資産額の算式は、以下のとおりです。

- ・ 年末現在高＝年初現在高+取得額－除却額－減価償却額
- ・ 建設仮勘定の年間増減＝増加額－減少額
- ・ 投資総額＝取得額+建設仮勘定の年間増減

(9) 工業用地

事業所敷地面積は、平成 30 年 6 月 1 日現在で、事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積をいいます。ただし、住宅、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路や埠などにより区別できる場合は除外します（事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含みます。）。

(10) 工業用水

工業用水とは、事業所内で生産のために使用される用水をいい、1 日当たり用水量とは、1 年間に事業所で使用した工業用水の総量を操業日数で割ったものをいいます。

(11) 生産額

生産額＝製造品出荷額+加工賃収入額+（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）+（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）
(※従業者 4 ~ 29 人の事業所の場合は、生産額＝製造品出荷額+加工賃収入額)

(12) 付加価値額（従業者 30 人以上の事業所）

付加価値額＝製造品出荷額等+（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）+（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税（注 1）+推計消費税額（注 2））－原材料使用額等－減価償却費

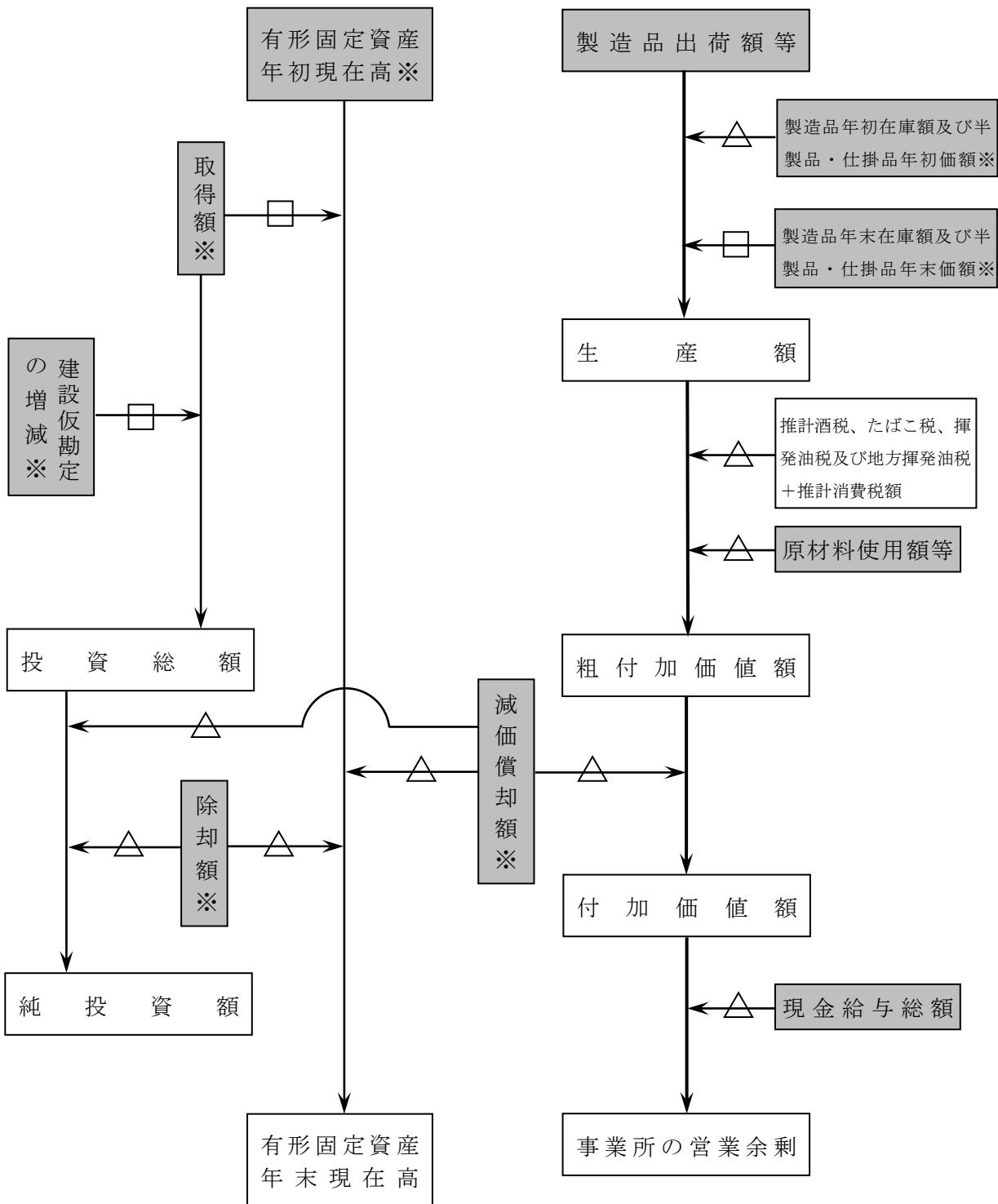
(13) 粗付加価値額（従業者 4 ~ 29 人の事業所）

粗付加価値額＝製造品出荷額等－（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税（注 1）+推計消費税額（注 2））－原材料使用額等

注 1：平成 29 年調査から「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものとなっています。

注 2：推計消費税額は平成 13 年調査から消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除しています。

3 工業統計で用いる各項目の対応



□印は、加算項目を示す。

△印は、控除項目を示す。

※印は、従業者 30 人以上の事業所で調査される項目である。

■印は、調査票にある項目を示す。

4 利用上の注意

(1) 各集計における表については、本市が独自集計したものです。したがって、本市が独自集計した表の数値については、総務省及び経済産業省から公表されている数値とは相違する場合があります。

(2) 1つの事業所内で複数の産業分類項目に該当する品目が製造されている場合、原則として、主な製造品目が属する産業分類にその事業所全体を決定します（産業格付）ので、各品目の当該年の製造品出荷額等の割合が変動した場合、その事業所の属する産業分類が前年と異なる場合があります。

(3) 平成 29 年調査から、統計間の整合性の確保や記入者の負担軽減を目的に、次の項目について見直しが行われています。

ア 従業者数-----「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」（平成 27 年 5 月 19 日各府省統計主管課長等会議申合せ）により策定された標準的な指針に沿って変更

イ 出荷額等に係る消費税の取扱い-----従前の「税込みに統一した記入」から「原則税込み記入」に変更し、税込み・税抜きのいずれで記入したのかを明確にするための調査事項「消費税の税込み記入・税抜き記入の別」を設置

ウ 工業用地及び工業用水（甲調査票）-----一部廃止

エ 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額-----廃止

オ 常用労働者毎月末現在数の合計（甲調査票）-----廃止

カ リース契約による契約額及び支払額（甲調査票）-----廃止

(4) 時系列比較について

ア 平成 29 年工業統計調査において、調査日を 12 月 31 日から翌年 6 月 1 日に変更したため、事業所数及び従業者数等の経理事項以外の項目については平成 30 年 6 月 1 日現在の数値であり、売上（収入）金額、費用等の経理事項については平成 29 年 1 年間の数値となります。

イ この報告において、「平成 28 年」、「平成 27 年」、「平成 24 年」及び「平成 23 年」（下線のある年次）の数値は、経済センサス - 活動調査の結果に基づくもので、工業統計調査の調査範囲に合わせるため、次の全てに該当する製造事業所について集計したものです。

- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

調査結果のうち、売上（収入）金額、費用等の経理事項は、「平成 28 年経済センサス - 活動調査」は平成 27 年 1 年間、「平成 24 年経済センサス - 活動調査」は平成 23 年 1 年間の数値です。また、事業所数及び従業者数等の経理事項以外の項目については、「平成 28 年経済センサス - 活動調査」は平成 28 年 6 月 1 日現在、「平成 24 年経済センサス - 活動調査」は平成 24 年 2 月 1 日現在の数値です。なお、平成 29 年より前の工業統計調査については表示年次の 12 月 31 日現在の数値となります。

ウ 工業統計調査と経済センサス - 活動調査は、母集団となる名簿情報がそれぞれ異なることや調査票の設計等の相違から、数値が連結しない部分があるため、比較に際してはご留意ください。

エ 平成 28 年経済センサス - 活動調査において、事業所数及び従業者数の項目は、個人経営調査票による調査分を含みますが、売上（収入）金額、費用等の経理事項については、これらの調査分を含まない集計となっています。

オ 平成 19 年調査から、製造業の実態を的確に捉えるため、製造品出荷額等に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を調査項目として追加しました。また、調査項目の見直しに伴い「生産額」の算出方法を見直しました。従って、「製造品出荷額等」、「原材料使用額等」、「生産額」及び「付加価値額」は平成 18 年調査までの数値とは接続しません。

カ 日本標準産業分類の改定（平成 19 年（2007 年）11 月）に伴い、平成 20 年（2008 年）調査から工業統計調査用産業分類が改定されました。調査結果の比較のため、平成 19 年（2007 年）の数値については、新分類に組換えたものを併記しました。

なお、主な変更点は以下のとおりです。

- (ア) 旧中分類「12 衣服・その他の繊維製品製造業」は、新中分類「11 繊維工業」へ統合されました。
- (イ) 旧中分類「26 一般機械器具製造業」が 3 つの新中分類「25 はん用機械器具製造業」、「26 生産用機械器具製造業」、「27 業務用機械器具製造業」に分割されました。
- (ウ) 旧中分類「31 精密機械器具製造業」は、新中分類「27 業務用機械器具製造業」と「32 その他の製造業」に分割されました。

キ 平成 17 年（2005 年）4 月 25 日に合併した旧佐伯郡湯来町については、以下により組替えを行っています。資料の不足等により組替えが不可能なものについては、注に示しています。

| | |
|---------------------------|---------------------------|
| 昭和55年(1980年) | 「工業統計表」(経済産業省)の湯来町分の数値を加算 |
| 昭和56年(1981年)～平成16年(2004年) | 「広島県の工業」の湯来町分の数値を加算 |

(5) 単位未満の数値については、四捨五入しているため、総数とその内訳の合計は必ずしも一致しません。

(6) 諸記号の約束

- | | | |
|--------|-------------|--------|
| — 該当なし | … 不詳 | 0 単位未満 |
| △ マイナス | X 数値を秘匿した箇所 | |

(7) 秘匿について

集計対象となる事業所の数が 1 又は 2 であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に、経理事項の数値を秘匿した箇所です。また、集計対象数が 3 以上の事業所に関する数値であっても、合計との差引きで、集計対象が 1 又は 2 の事業所の当該数値が判明する箇所は、併せて「X」としました。

(8) 市域、行政区域及び町名は平成 30 年 6 月 1 日現在のものです。

(9) 所管別

行政区において、出張所が置かれている場合は、各出張所の所管区域を「○○出張所管内」と、それ以外の区域を「○○区出張所管外」と表記し、所管別を表しました。

昭和61年(1986年)版までの旧市町村別(昭和46年(1971年)3月31日現在)との対応は、概ね次のとおりです。

| 旧市町村別 | 所管別 |
|-------|-------------------------------|
| 広島市 | 中区+東区出張所管外+南区出張所管外+似島出張所管内+西区 |
| 沼田町 | 沼田出張所管内 |
| 安佐町 | 安佐出張所管内 |
| 可部町 | 安佐北区出張所管外 |
| 祇園町 | 祇園出張所管内 |
| 安古市町 | 安佐南区出張所管外 |
| 佐東町 | 佐東出張所管内 |
| 高陽町 | 高陽出張所管内 |
| 瀬野川町 | 中野出張所管内 |
| 白木町 | 白木出張所管内 |
| 熊野跡村 | 阿戸出張所管内 |
| 安芸町 | 温品出張所管内 |
| 矢野町 | 矢野出張所管内 |
| 船越町 | 安芸区出張所管外 |
| 五日市町 | 佐伯区出張所管外 |
| 湯来町 | 湯来出張所管内 |